

# 「岡山県河川整備検討委員会」設置運営要綱

## （設 置）

第1条 岡山県が管理する河川の整備に関する基本方針並びに河川整備計画の策定に関して、客観的、専門的等の多様な観点から助言や指導を求めるため、岡山県河川整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）2級河川の河川整備基本方針の策定又は変更に関すること。
- （2）河川法16条の2第3項による河川整備計画の策定又は変更に関すること。
- （3）上記（1）及び（2）に関連する河川の重要事項に関すること。

## （組 織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員により構成し、岡山県知事が委嘱する。

- 2 委員会には委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長の本務執行に支障が生じたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## （任 期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員となった場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 第1条に掲げる目的を達成した場合は、2年に満たなくても任期が満了したものとする。

## （特別委員）

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員の任期は、委員長が必要と認める期間とする。

## （会 議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を処理する。

## （事 務 等）

第7条 委員会には事務局を置き、委員会の運営に関する事務を行う。

- 2 事務局は、岡山県土木部河川課に置く。

## （雑 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年12月13日から施行する。

別表第 1

職 名	氏 名	専門等
山陽新聞社 客員論説委員	岡山 一郎	報 道
社会医療法人創和会 重井薬用植物園 園長	片岡 博行	植 物
国立大学法人岡山大学 学術研究院社会文化科学学域 教授	徳永 誓子	歴 史
国立大学法人岡山大学 学術研究院環境生命自然科学学域 教授	中田 和義	動 物
公益財団法人水島地域環境再生財団 事務局長	藤原 園子	環境一般
国立大学法人岡山大学 名誉教授	前野 詩朗	河川工学
国立大学法人岡山大学 学術研究院教育学域 教授	松多 信尚	地 理
国立大学法人岡山大学 学術研究院環境生命自然科学学域 教授	三木 直子	河川環境
学校法人加計学園 岡山理科大学 生命科学部生物科学科 講師	宮永 政光	水 質

(五十音順)